

堺市立三国丘中学校 PTA 規約 新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">第一章 名称及び<u>事務所</u></p> <p>第 2 条 本会の<u>事務所は堺市立三国丘中学校内に置く。</u></p> <p style="text-align: center;">第十章 会 計</p> <p>第 26 条 会費及び経費支弁は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。 2. 本会の会費は一口につき月額 100 円とし原則として毎月納入する。 3. 本会の経費支弁は、会費その他の収支により予算に従って行う。但し、実行委員会の議を経て変更することは妨げない。 4. 決算及び予算案は当該実行委員会の議を経て総会に付議する。 5. 本会の経費は会計監査を受け、これを会員に報告しなければならない。 	<p style="text-align: center;">第一章 名称及び<u>所在地</u></p> <p>第 2 条 本会を次の<u>所在地</u>に置く。<u>大阪府堺市堺区向陵西町 3 丁 6 番 15 号</u></p> <p style="text-align: center;">第十章 会 計</p> <p>第 26 条 会費及び経費支弁は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。 2. 本会の会費は一口につき月額 100 円とし原則として毎月納入する。 3. 本会の経費支弁は、会費その他の収支により予算に従って行う。但し、実行委員会の議を経て変更することは妨げない。 4. 決算及び予算案は当該実行委員会の議を経て総会に付議する。 5. 本会の経費は会計監査を受け、これを会員に報告しなければならない。 <p>第 27 条 <u>預金通帳は次の通りとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>預金通帳の名義は、「三国丘中学校 P T A 会費」から「堺市立三国丘中学校 P T A」に改める。</u> 2. <u>預金通帳の代表者は校長とし、校長又は校長が命じた者が管理する。</u> 3. <u>校長の異動等により名義及び届出印鑑等の変更を行う場合の手続きは、校長又は校長が命じた者が行う。</u>

堺市立三国丘中学校 PTA 規約 新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">第十一章 会 計 監 査</p> <p>第 <u>27</u> 条 会計監査委員会の組織並びにその運営は次の通り定める。</p> <p style="text-align: center;">第十二章 規 約 改 正</p> <p>第 <u>28</u> 条 本会の規約改正は総会に付議し、出席した会員の3分の2以上の同意を必要とする。</p> <p>但し、変更すべき内容はあらかじめ通告する。</p>	<p style="text-align: center;">第十一章 会 計 監 査</p> <p>第 <u>28</u> 条 会計監査委員会の組織並びにその運営は次の通り定める。</p> <p style="text-align: center;">第十二章 規 約 改 正</p> <p>第 <u>29</u> 条 本会の規約改正は総会に付議し、出席した会員の3分の2以上の同意を必要とする。</p> <p>但し、変更すべき内容はあらかじめ通告する。</p>